

はじめに

平成13年(2001年)、子どもたちの読書離れに対する懸念から「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下法)が施行されました。

この法では、子どもの読書活動を「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、いく上で欠くことのできないもの」と定義し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、関係主体が環境整備を進めることとされています。

この関係主体とは、国、学校や図書館など教育機関を含めた地方公共団体、出版社等の事業者、加えて保護者であり、それぞれの役割や責務が示されています。

この法を受け、備前市では平成22年(2010年)4月、「備前市子ども読書活動推進計画～びぜん子ども読書プラン～」(第1次)を策定し、家庭・地域・学校園と3つの場を中心に読書活動推進の具体を計画しました。

次いで平成27年(2015年)4月には、第1次計画の進捗を確認し、一層の推進を図るため、「第2次備前市子ども読書活動推進計画～びぜん子ども読書プラン～」に具体的な数値目標を定めました。

そしてこの度、第2次計画の計画期間5年を経て、新たに「第3次備前市子ども読書活動推進計画～びぜん子ども読書プラン～」を策定いたしました。

急激に進行するデジタル化などの社会変化の中、子どもたちが読書に親しみ、豊かに成長するため、あらゆる主体が一層の環境整備に努める必要があります。どうぞ皆様、次代を担う備前の子どものために、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

令和2年4月
備前市教育委員会